

平成27年度「EU・ドイツの国際競争力強化政策」調査
に係る委託先の公募について

平成27年7月10日
日本機械輸出組合
総務企画グループ

I. 調査目的

EU、ドイツの①国際競争力政策の立案、決定、実施のメカニズム、②2015年度の具体的な競争力政策・内容、③国際競争力関係官庁、機関の具体的な施策の実施内容、成果、④国際競争力関係税制の調査により、EU、ドイツがどのような国際競争力政策を実施しようとしているのか、⑤これまでの政策が企業の競争力強化につながっているかを分析し、我が国の国際競争力強化のための具体的政策提言の資料とする。

【今年度のポイント】

- (1) EUが進める Europe2020、Horizon2020、ドイツが進める製造業強化策やインダストリー4.0など新たな競争力強化政策を取り上げ、その内容や具体策、これまでの成果を報告する。
- (2) これらの政策によって、EU・ドイツの国際競争力が強化されているかどうかを具体的な例を上げて評価するとともに、課題も分析する。

II. 調査内容

EU、ドイツについて以下の項目を別々に取りまとめる。(EU編及びドイツ編)

1. 年度報告書の作成

(1) 要約

2015年度のEU及びドイツの国際競争力政策の特徴を民間企業と一体となった取り組みも含めて、大胆に取りまとめる。

(2) EU、ドイツの国際競争力強化政策、実施メカニズム

昨年度作成の立案メカニズムに関する図及び解説を検証し、新たな動きがあれば追加修正する。

(3) EU、ドイツの国際競争力強化政策・戦略

1) 本章の要約

2015年度の国際競争力強化政策の特徴をとりまとめる(特に国際競争力の新たな動きや民間と一体となった動き)。

2) EU及びドイツとしての国際競争力政策のマトリックスを作成

昨年度作成のマトリックスに2015年度の新たな国際競争力強化政策(閣議等で決定されたもの)及び成果等の新たな動きを追加する。

(マトリックスの内容)

- ①政策・戦略の名前(閣議決定されたもの)
- ②政策・戦略の目的
- ③政策・戦略の具体的施策内容

④政策・戦略の成果

- ・開業率、輸出増加率、失業率などで成果を評価する。
- ・また、成功していると思われる施策を分析する。

(4) EU、ドイツの競争力強化関係省庁・機関の国際競争力政策

1) 本章の要約

冒頭で、2015年度の特徴を記述する(特に国際競争力の新たな動き)。

2) 関係省庁レベルのマトリックスの作成

昨年度に作成した関係省庁・研究機関等の国際競争力強化施策のマトリックスに2015年度の予算・政策・成果等に関する新たな動きを追加する。

(マトリックスの内容)

- ①関係省庁・研究機関の2015年度の予算
 - ②関係省庁・研究機関の具体的施策・成果
- ・特に成功していると思われる施策を分析する。

(5) 民間企業のコンソーシアムによる国際競争力強化策の動き

- ・インダストリー4.0などシーメンス、ABB、ボッシュなどの民間企業の国際コンソーシアムの動きをフォローする。

(6) EU、ドイツの国際競争力政策関連税制

1) 本章の要約

2015年度の税制の特徴をとりまとめる(特に国際競争力の新たな動き)。

2) EU及びドイツの関連税制

2015年4月時点でのEU、ドイツの国際競争力政策関連税制のマトリックスをチェック・修正する。

- i. 法定実効税率 ①法人税率、②法人住民税・事業税
- ii. 研究開発促進税制①控除の方法、②控除の上限、③現行法の適用期限
- iii. 減価償却制度(自動車、半導体、工作機械製造設備について)
 - ①償却期間、②償却可能限度額、残存簿価
- iv. 設備投資促進税制
- v. その他優遇税制

2. 四半期報告内容

(1) 報告内容

- 1) EUが進めるEurope2020、Horizon2020、ドイツが進める製造業強化策やインダストリー4.0など新たな競争力強化政策を取り上げ、その内容や具体策、これまでの成果を報告する。
- 2) これらの政策によって、EU・ドイツの国際競争力が強化されているかどうかを具体的な例を上げて評価するとともに、課題も分析する。

(2) 提出時期:9月、12月、平成28年3月(最終報告書)

- ・四半期報告を活用し、上記「2. 調査内容(1)～(6)」に関する最終報告書を提出する。

※ 応募の際には上記の調査内容を反映した企画書を提出すること。

4. 審査基準

- ・申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

5. 委託契約の条件

- ・委託金額：上限 100 万円(消費税含む)
(他通貨建ての場合、為替の変動により委託金額が多少上下することがあります。)
- ・契約期間：契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- ・提出物：(1)平成 28 年 2 月末までにラフな調査結果を提出する。
(2)ラフな調査結果に関する指摘を踏まえて、平成 28 年 3 月 15 日までに最終報告書を提出する。
(3)報告書及び四半期報告は、電子データを提供のこと

6. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

7. 公募期間

平成 27 年 7 月 10 日～21 日(期限内に必着のこと)

8. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード([WORD 形式はこちら](#)、[PDF 形式はこちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵便にて送付下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

9. 審査結果

平成 27 年 7 月下旬(予定) HP で公表いたします。

10. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:総務企画グループ 橋本

Eメール:(h-hashimoto@jmcti.or.jp)

TEL:03-3431-9507

FAX:03-3436-6455

以上